

令和3年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和3年3月23日(火) 午後2時3分

2 閉会日時

令和3年3月23日(火) 午後2時47分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 池 田 享 誉
- (5) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 長 谷 川 敬
- (3) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (4) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (5) 中央市民センター館長 渡 邊 薫
- (6) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第9号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(教育委員会事務局総務課)
- 議案第10号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正
する規則の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第11号 青森市教育委員会事務局の専決等に関する規程の一部を改正する規程
の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第12号 青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定
について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第13号 青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(中央市民センター)
- 議案第14号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(市民図書館)
- 議案第15号 教育財産の処分の申出について (文化財課)
- 議案第16号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第17号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第18号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

①寄附採納について

(教育委員会事務局総務課)

②青森市立西中学校の校舎完成について

(教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

(1) 佐藤 克 則

(2) 齋藤 誠 子

8 会議の概要

午後2時3分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第9号から議案第18号までの計10件について審議し、議案第9号から議案第15号までについては、各議案について、いずれも全員異議なく原案のとおり決定し、議案第16号、議案第17号及び議案第18号については、各議案について、いずれも全員異議なく原案のとおり承認した。

次に、2件の事案を報告した後、その他として、教育委員からの発言があり、午後2時47分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は10件となっております。

初めに、議案第9号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

本規則の提案理由についてであります。令和3年度の組織・機構の見直しに伴い、廃止される浪岡教育事務所に関する公印の規定を整備するため、また、青森市立横内小学校の学校長印について、字句を修正し、新たに調製したため、所要の改正をするものであります。

改正内容についてであります。まず、組織・機構の見直しに関する改正といたしましては、浪岡教育事務所及びその内部組織である教育課が廃止され、新たに、事務局に浪岡教育課が設置されることに伴い、規則別表(第4条関係)に規定する、公印番号3、4の2及び24の公印保管責任者について、浪岡教育事務所教育課長を浪岡教育課長に改めるとともに、これまで、浪岡教育事務所専用として使用してきた公印番号5の教育長印副印を廃止するものであります。

次に、青森市立横内小学校の学校長印に関する改正といたしましては、本規則の附則第2項で規定する公印の特例に関するものとなります。

附則第2項で規定する学校印、学校長印——以下、学校印等と呼びますが、これらにつ

きましては、特例として、同規則別表に規定する学校印等の字句や形状、寸法、書体にかかわらず、当該学校印等に替えて、現に学校長が管理する公印を当該学校印等とみなして使用することができることになっております。

青森市立横内小学校の学校長印につきましては、これまで、公印の特例として使用してきたものでありますが、このたび、字句を規則別表のとおり修正し、新たに学校長印を調製したため、公印の特例に関する規定から、公印番号 195 の学校長印を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 9 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 9 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 10 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 10 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規則の提案理由についてであります。1 つには、令和 3 年度の組織・機構の見直しによるものとして、令和 3 年度の北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を視野に、世界遺産登録の推進及びその PR に関する事務を行うものとして、教育委員会事務局文化財課内に世界遺産推進室が設置されること、また、教育委員会事務局に属する浪岡教育事務所及びその内部組織である教育課が廃止され、新たに、事務局に浪岡教育課が設置されることに伴い、所要の改正をするものであります。2 つには、新たな分掌事務の追加に関するものとして、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、市長の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する大綱及び同法第 1 条の 4 に規定する総合教育会議に関する事務を、教育委員会事務局教育部長に補助執行させることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容についてであります。まず、組織・機構の見直しに関する改正といたしましては、第 2 条第 1 項で規定する事務局の課に浪岡教育課を加え、同条第 2 項で規定する課内の室に文化財課の世界遺産推進室を加えるものであります。また、第 3 条第 1 項で規定する事務局に属する第一種施設の浪岡教育事務所及びその内部組織の教育課を削除するほか、当該事項に関連した改正を要する条項及び別表を整備するものであります。

次に、新たな分掌事務の追加に関する改正といたしましては、課の分掌事務を規定する別表第 1 において、総務課の分掌事務に「三十四 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定並びに総合教育会議に関する事項」を加えるものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第10号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第10号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第11号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第11号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

本規程の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

本規程の提案理由についてであります。令和3年度の組織・機構の見直しにより、教育委員会事務局に属する浪岡教育事務所及びその内部組織である教育課が廃止され、新たに、事務局に浪岡教育課が設置されることに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正内容につきましては、第3条第1項で規定する、その所管に属する事務を専決することができる者のうち、浪岡教育事務所長を削り、同条第2項ただし書及び同ただし書で規定する、浪岡教育事務所長及び教育課長の専決事務及び関連する合議等を規定する別表第4を削るものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第11号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第11号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第12号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第12号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

本規程の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規程の提案理由についてであります。令和 3 年度の組織・機構の見直しにより、教育委員会事務局に属する浪岡教育事務所及びその内部組織である教育課が廃止され、新たに、事務局に浪岡教育課が設置されることに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正内容につきましては、教育委員会におけるエネルギー管理体制を定める別図中「教育課」を「浪岡教育課」に改めるものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 12 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 12 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 13 号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 13 号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規則の提案理由についてであります。青森市中央市民センター野沢分館を解体し、新たな場所へ移転することに伴い、分館の位置の変更を行うため、所要の改正をするものであります。

中央市民センター野沢分館は、昭和 34 年 8 月に設置され、地域活動や学習活動の拠点として地域住民に利用され、現在は、昭和 52 年 9 月に建築された小館町会所有の施設であります。小館会館を分館施設として活動を行っておりますが、当該施設は、建築から 43 年を経過し老朽化が著しいことから、令和 3 年度に解体を予定しているところであります。

現野沢分館である小館会館の解体後は、新築の予定はないものの、今後も分館活動を継続したいとの地域の意向を受け、教育委員会では、令和 3 年 4 月 1 日から、野沢分館施設を、同町会所有の小館町会集会所に変更することとしたものであります。

改正内容につきましては、中央市民センターの分館について規定する第 16 条第 1 項別表に掲げる野沢分館の位置について、「青森市大字小館字桜刈 180 番地」を「青森市大字小館字桜刈 80 番地 1」に改めるものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 13 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 13 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 14 号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 14 号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規則の提案理由についてであります。青森市民図書館が交付する利用者カードにつきましては、これまで有効期間を設けていなかったため、転居や転出等をした利用者から届出がされなかった場合、連絡先が確認できず、資料延滞に対する督促に支障を来すことがありました。

このことから、利用者カードに有効期間を設け、定期的に連絡先等を確認することにより利用者情報を適切に管理するため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、第 12 条に規定する利用者カードの交付等について、同条第 3 項において、有効期間を交付の日から 3 年間とし、同条第 4 項において、有効期間の更新に関して 3 年間で限度に更新できることについて、新たに定めるものであります。また、あわせて、利用者カード（様式第 2 号）の表面につきましても、有効期間を表示できるように変更するものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日からとしております。

なお、今回の有効期間の設定に係る利用者への周知につきましては、令和 3 年 1 月から、市民図書館ホームページへの掲載、市民図書館内や関係機関等への掲示により、広く周知を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 14 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「教育財産の処分の申出について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 15 号「教育財産の処分の申出について」御説明申し上げます。

附属資料を議案と併せて御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 4 号におきまして、地方公共団体の長の職務権限として、「教育財産を取得し、及び処分すること」が規定されておりますが、本案は、地方自治法第 238 条の 2 第 3 項の規定に基づき、教育財産の処分について、市長に申出をするものであります。

附属資料を御覧ください。

概要についてであります。青森県では、青森市森林博物館の東側にある国道 280 号線の沖館橋について、歩行者の安全性を確保するため、長さ 26 メートル、幅 3.5 メートルの側道橋を整備することとしており、その工事区域内に森林博物館用地の一部が含まれることから、対象地の譲渡及び屋外展示施設等の移転等を行うものであります。

用地一部譲渡の詳細につきましては、事業主体の青森県に対して、森林博物館用地 32.62 平方メートルを本年 4 月上旬に譲渡することとしており、その予定価格につきましては、189 万 5222 円を見込んでおります。

また、当該譲渡予定地及び県が工事で使用することとなる区域内には、森林鉄道機関車の屋外展示施設をはじめ、電柱、マンホールといった工作物や樹木 30 本等があります。それらの対処といたしましては、屋外展示施設については、引き家により約 4 メートル北側——森林博物館側に移動し、電柱等の工作物については、撤去し、樹木については、敷地内に移植する場所を確保できないことから伐採する予定としており、その経費につきましては、1087 万円を見込んでおります。

事業スケジュールにつきましては、本年 4 月上旬に売買・補償契約を締結し、6 月から 12 月までの期間に屋外展示施設の引き家工事と併せて、工作物の撤去工事等を実施することとしており、その後、県による側道橋整備工事が実施され、令和 4 年度中に完了する予定となっております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 15 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 15 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 16 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 16 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和 3 年 4 月 1 日付の人事異動についてであります。

附属資料を御覧ください。

まず、人事異動の発令日ではありますが、令和 3 年 4 月 1 日付を予定しております。

異動内容につきましては、転出者が 26 人、転入者が 30 人、市内小・中学校への転出が 7 人、市内小・中学校からの転入が 7 人、教育委員会での定年退職者が 6 人、再任用フルタイム終了者が 1 人、定年退職後に教育委員会再任用フルタイムとして勤務する職員が

3人、教育委員会内の異動者が40人となっております。

また、昇任者数は、課長級が2人、主幹級が3人、主査級が3人の計8人となっております。

次に、組織の変更点についてであります。組織・機構の見直しに伴い、教育委員会事務局に属する浪岡教育事務所及びその内部組織の教育課を廃止し、新たに、事務局に浪岡教育課を設置することとなります。

これらの結果、令和3年4月1日の職員数は、昨年4月1日と比較すると、1人減の265人となり、増減の内訳といたしましては、総務課は、事務職の加配により2人増、文化学習活動推進課は、事務職の育休代替ポストの廃止により1人減、学校給食課は、事務職の欠員補充により1人増、浪岡教育事務所は、組織・機構の見直しに伴う事務職ポストの廃止により1人減、小・中学校は、技能労務職員の欠員により2人減となったものであります。

本事案につきましては、内示日直前まで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第16号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第16号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第17号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第17号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和3年度一般会計当初予算（一般会計補正予算）についてであります。

附属資料「令和3年度一般会計当初予算（一般会計補正予算）の概要」を御覧ください。

当該補正予算は、国の令和2年度第3次補正予算に係る学校施設環境改善交付金の内定に伴い、これを議案第18号で御説明いたします「令和2年度一般会計補正予算（3月補正その2）」に計上するため、当該事業費を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、筒井小学校校舎等改築事業及び西中学校校舎等改築事業に要する経費を減額するものであります。

歳入につきましては、歳出補正に連動した減額を行うものであります。

その結果、歳出につきましては、補正前予算額94億8563万6000円に対し、8億6448万5000円の減額補正となり、補正後予算額86億2115万1000円となるものであります。

また、歳入につきましては、補正前予算額26億1719万9000円に対し、7億5736万5000円の減額補正となり、補正後予算額18億5983万4000円となるものであります。

当該議案につきましては、議会中における追加提案となり、これを緊急に処理する必要

が生じ、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第17号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第17号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第18号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第18号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（3月補正その2）についてであります。

附属資料「令和2年度一般会計補正予算（3月補正その2）の概要」を御覧ください。

当該補正予算は、国の令和2年度第3次補正予算に係る学校施設環境改善交付金の内定に伴い、令和3年度予算を前倒しする事業として、先ほど、議案第17号で御説明申し上げました筒井小学校校舎等改築事業及び西中学校校舎等改築事業に要する経費を措置したものであります。

その結果、歳出につきましては、補正前予算額116億5106万5000円に対し、8億6448万5000円の増額補正となり、補正後予算額125億1555万円となるものであります。

また、歳入につきましては、補正前予算額47億9534万7000円に対し、8億6430万6000円の増額補正となり、補正後予算額56億5965万3000円となるものであります。

当該議案につきましては、議会中における追加提案となり、これを緊急に処理する必要が生じ、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第18号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第18号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は2件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和3年2月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和3年2月1日～2月28日）」を御覧ください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、青森市立篠田小学校教育振興会様から篠田小学校に対し、児童図書及び掃除機など、5校に対し8件の寄贈申出があり、受領いたしました。

また、中学校における寄附採納といたしまして、青森市立浦町中学校PTA様から浦町中学校に対し、液晶テレビなど、4校に対し9件の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2に移ります。

報告2「青森市立西中学校の校舎完成について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和元年第2回青森市議会定例会において御議決をいただき進めてまいりました青森市立西中学校校舎改築工事につきまして、このたび、完成に至りましたので御報告申し上げます。

配付資料「青森市立西中学校校舎改築工事の概要」を御覧ください。

西中学校校舎改築事業につきましては、平成28年度に着手し、令和元年度からは、校舎の改築工事を進めてきたところであります。

完成しました新校舎の規模・構造や配置及び外観は、資料のとおりとなっており、新校舎への移行につきましては、引っ越し作業などの準備期間を経て、昨日、3月22日に供用を開始いたしました。

次に、「5 スケジュール」を御覧ください。

今後の整備スケジュールについてですが、令和3年度に既存校舎の解体、令和4年度から5年度にかけて屋内運動場を改築し、その後、グラウンド整備の順で工事を進めていく予定となっております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○齋藤委員

私のほうから、お手元に「GrammarAI」という資料を配付させていただきましたので、そのことについて少し御紹介させていただいて、皆さんの御意見をお伺いできたらと思います。

先ほど、総合教育会議でも少しお話しさせていただきましたが、コロナがあつてから、各学校ではICTを用いて様々なことが行われており、先生方におかれましては、お忙しい中、ICTの活用にととも御尽力いただき、頭が下がる思いです。

そのような中、交流しているシンガポールのほうから、シンガポール国立大学が開発した技術——AI機能を使ったプラットフォームについて提案がありましたので、御紹介させていただきたいと思います。

資料を御覧いただくと大体内容が分かると思いますが、かいつまんで内容を言うと、小・中学生をはじめ、高校生や一般の社会人も対象として、二、三十語くらいの英作文をAIが自動採点してくれるというもので、新出英単語ができれば、英作文を使いながらそれを覚えていくという、とても優れたプラットフォームです。しかも、シンガポール国立大学というアジアでもトップレベルの大学のテクノロジーを使ったプラットフォームなので、内容としてもとても充実したものがあるのではないかと期待できます。

例えば、先生方の採点にかかる時間が軽減されるということ、それから、1人1台パソコンが配備されている青森市だからこそできるということから、このようなプラットフォームを本市で活用していくことはとてもメリットがあるのではないかと思います、御提案させていただきました。

最後のページには、プラットフォームを取り入れることに関するメリットについて記載してありますが、シンガポールと青森市との関わりも増えてきますし、子どもたちが海外に目を向けるともいいきっかけになると思います。

教育委員の皆様にごこれについての御意見をいただけたらと思いますが、皆さん、どのようなお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

○土岐委員

齋藤委員の御提案は、すごく素晴らしいと思います。

英語を学ぶのに様々なツールを提案していくのは非常に必要なことだと思うのですが、これを取り入れていく上でメリットがあるとしたら、具体的にどのようなことが考えられるのか、また、小・中学校の授業の中に取り入れていく予定なのか、それとも、児童・生徒が自分たちでそれを選択することが可能なかを教えてください。

○齋藤委員

まず、メリットについてですが、高校入試は、今、20語の英作文が毎年出題されていますが、その20語について簡単に英作文ができるということ、また、20語の英作文に使うための日本語を考える能力も習得することができると思います。そのほか、国際都市、青森市ならではのことについてのいろいろな説明も20語を使うと大体説明ができます。

また、中学校卒業レベルの英検3級、ちょっと進んだ準2級も、20語の英作文を接続詞で足していくと、60語、80語という英作文の力がついてきますので、とてもいいと思います。

それから、授業で使うか、あるいは個人で使うかということに関しては、学校の先生や教育委員会事務局の皆さんと御相談して、どのように使うか、どのタイミングで使うかということについて、これから考えていけたらと思っております。

○池田委員

私も、今、お話を伺っていて、グローバルに活躍する人材の育成という観点から、さらには、1人1台端末を生かしていけるようなICTを活用した新しい学習の取組という意味では、いいのではないかと考えています。

具体的にどんな形で、どう進めていくのかというのは、実際に現場とやり取りしながらということにはなるとは思いますけれども、この機会にICTを生かして、グローバルな人材を育成するという、本市の教育振興基本計画の基本施策に沿った内容に、新しくICTを組み合わせた取組として考えてみるというのは、いいと思います。

○斎藤委員

1つ補足させていただきますと、このことは、GRIP——「Graduation Research Innovation Programme」という、シンガポール国立大学のプログラムにのっとったもので、青森市のほうでこれを活用する際には、一切のお金はかからないということを申し添えいたします。

○佐藤委員

先ほど資料をいただきましたけれども、具体的にイメージが湧かなくて、何ともお話ししようがないのですが、私は、このような話題提供があって、私たちがこれからもう少し中で勉強してから、提案という形になるものだと考えていますが、そういう理解でよろしいですか。

○斎藤委員

もちろん、これをすぐに提案するというのではなくて、このようなことがありますという御紹介を含めての話題提供からのスタートだと思っております。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様よろしいですか。

このことについて、事務局からも意見等を聞きたいと思いますが、ICTに関連することなので、総務課長からお願いします。

○総務課長

資料を見させていただきましたが、これは、アプリで動くようなものでしょうか。

○斎藤委員

クラウド上で動きます。

○総務課長

今、事務局では、本年度は小学校4年生から中学校3年生までにクロームブックを配付したほか、ネットワークの増強を図っております。また、来年度は、小学校3年生と教員用のパソコンを導入していく予定としております。

あわせて、平成22年に作成いたしました青森市の学校情報セキュリティポリシーというものがあり、これがもう古くなっておりましたので、国のガイドライン等を見ながら見直しを図っており、今、最終段階のところまで作業を進めておりますが、これまでもアプリなどを使うときには、やはりセキュリティーのことがありますので、専門家に、このアプリはいいのか、このサイトはいいのかなどといったことを検証してもらいながら導入してきたところであります。

したがって、新たなセキュリティポリシーの中にも、やはりそういう部分がありますし、今回パソコンを導入したときに、子どもたちのアカウント、ID・パスワードその他の情報がパソコンの中に入っておりますので、その情報がどのような使われ方をするのかということも勉強しながら、いかにうまく使うことができるのかということも研究してまいりたいと思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。

以上です。

○成田教育長

この件に関しては、今日は最初だったので話題提供ということであり、先ほど、総務課長からの発言にもあったように、これから事務局でもこれについていろいろ調べていく中で、後日また、この件について話題にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年3月23日開催の令和3年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和3年4月8日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和3年4月8日

署名委員 佐藤 克 則

署名委員 斎藤 誠 子